

1. 事業目的

だれもが住み慣れた地域で安心して生活を続けられることを目指して、市内の民間事業者や関係機関の協力を得ながら、地域で支援を必要とする人々とそのニーズの早期発見、早期対応につなげることを目的とする。また、市や社会福祉協議会等との連携を図りながらこのネットワーク事業を広げることで、地域での見守り体制の充実を図る。

2. 事業内容

協力事業者（新聞配達、宅配業者、店舗、金融機関等の民間事業者や医療機関、薬局等の関係機関）がそれぞれの日常業務の中で関わっている高齢者の異変に気付いた時、その地域を管轄する地域包括支援センターに連絡する。各地域包括支援センターは、連絡を受けたケースについて、状況を確認し、支援等が必要な場合は関係機関と連携して必要な支援を行う。また、その際に地域住民による見守り・生活支援活動も必要に応じて行うことができるネットワークづくりを進める。なお、協力事業者については本事業に登録形式とするが、協力事業者のうち、複数の事業所を所有し統括本部として本事業に参画する場合等で、要望があれば、協力事業者・市・市社会福祉協議会との3者にて協定を締結する。

3. 対象者

おおむね 65 歳以上の独居または高齢者世帯

《想定されるケース》

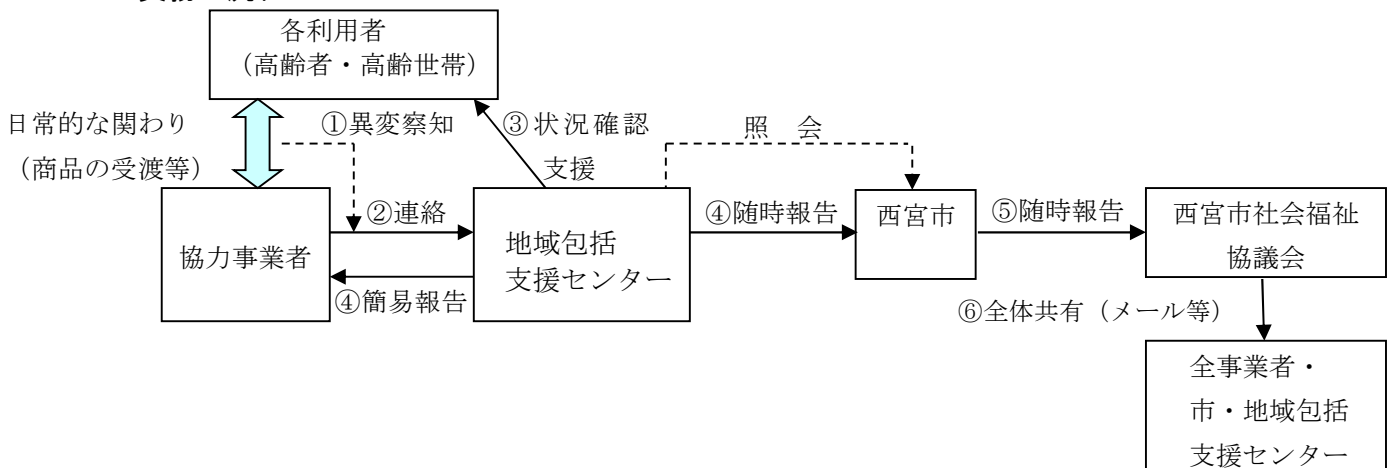
* 安否確認が必要と思われるケース

新聞や郵便物がポストにたまっている・同じ洗濯物が干しっぱなしである
電気やテレビがつけっぱなしである・部屋から変なおいがしている 等

* 認知症等の症状が見受けられ、支援が必要なケース

受け答えがスムーズにいかなくなってきた・何度も同じことを言う
同じ商品を何度も買っている・購入数が極端に多い・大切な書類等をよく失くす
悪質な業者が出入りしている様子がある・頻繁に徘徊している 等

4. 実務の流れ



5. 個人情報の取り扱いについて

民間事業者が業務上知り得た個人情報を提供することに対して、個人情報保護法第 27 条第三者提供の制限の例外事項である「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当すると解釈する。